

平成 7 年度税制改正の要綱

〔平成 7 年 1 月 13 日〕
閣 議 決 定

個人所得課税の負担軽減及び消費課税の充実を内容とする今般の税制改革並びに当面の景気に配慮した平成 7 年分所得税の特別減税に関連する法律が成立したことを踏まえ、最近の社会経済情勢の変化及び現下の厳しい財政状況に顧み、課税の適正・公平を確保する観点から租税特別措置の大幅な整理合理化を行うとともに、早急に実施すべき措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 租税特別措置の整理合理化

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

1 租税特別措置の縮減合理化等

(1) 税額控除等

試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度について、次の改正を行った上、その適用期限を 2 年延長する。

イ 基盤技術研究開発促進税制について、税額控除率を 100 分の 5（現行 100 分の 7）に引き下げるとともに、当期の法人税額に係る控除限度額を 100 分の 13（現行 100 分の 15）に引き下げるほか、対象資産の範囲の見直しを行う。

ロ 特別試験研究費の範囲に、大学等との一定の共同試験研究費を加える。

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備の範囲を縮減するとともに、中小企業用設備に係る取得価額の最低限度を 200 万円（現行 160 万円）に引き上げる。

中小企業新技術体化投資促進税制について、対象業種の範囲に内航船舶貸渡業を加えるほか、対象設備の範囲の見直しを行う。

中小企業等基盤強化税制について、卸売業若しくは小売業、飲食店業又は一定のサービス業を営む大企業の対象資産の基準取得価額を取得価額の 100 分の 75 相当額とするとともに、対象設備の範囲の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、次の改正を行った上、その適用期限を平成 9 年 3 月 31 日までとする。

イ 技術役務の提供収入に係る控除率を 100 分の 12（現行 100 分の 14）に引き下げるとともに、当期の所得に係る控除限度額を所得金額の 100 分の 30（現行 100 分の 35）に引き下げる。

ロ 対象となる取引を開発途上国との取引に限る等、対象範囲の見直しを行う。

農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、出資金 1 億円超の組合に係る累積留保金額に応じた控除率を 100 分の 21、100 分の 15 及び 100 分の 11（現行 100 分の 22、100 分の 16 及び 100 分の 12）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

(2) 特別償却

公害防止用設備の特別償却制度について、次の改正を行う。

イ 新增設の公害防止用設備について、中小企業者等が設置する場合を除き、一定の性能基準を満たさないものは対象から除外する。

ロ 特定フロン等排出抑制・回収設備について、償却割合を 100 分の 16（現行 100 分の 18）に引き下げる。

ハ 脱特定物質対応型設備について、償却割合を 100 分の 18（現行 100 分の 21）に引き下げ、取得価額の最低限度を 240 万円（現行 200 万円）に引き上げるとともに、対象設備の範囲を縮減する。

二 一般の公害防止用設備の対象に、汚水処理用設備と同時に設置する一定の雨水貯留槽を加える。

船舶の特別償却制度について、対象船舶の要件の見直しを行うほか、内航近代化船について 100 分の 16 の特別償却を認めることとした上で、合理化船を対象船舶から除外する。

特定中核的民間施設等の特別償却制度について、多極分散型国土形成促進法の中核的民間施設に係る償却割合を 100 分の 9（現行 100 分の 10）に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

産業構造転換用設備等の特別償却制度について、産業構造転換円滑化臨時措置法の承認特定事業者又は承認提携事業者を対象法人から除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

特定余暇利用施設の特別償却制度について、対象となる取得期間を基本構想承認後 10 年以内（現行 8 年以内）に延長するとともに、償却割合を、基本構想承認後 8 年超 10 年以内の期間にあっては 100 分の 7（現行 100 分の 8）に引き下げた上、基本構想の承認期限を 2 年延長する。

特定電気通信設備の特別償却制度について、次の改正を行う。

イ 電気通信基盤充実設備に係る特別償却について、その適用期限を平成 10 年 3 月 31 日までとするとともに、対象設備の範囲に電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者が取得する加入者系光ファイバケーブル等を加え、その償却割合を平成 7 年度に取得するものにあつては 100 分の 14、平成 8 年度に取得するものにあつては 100 分の 12、平成 9 年度に取得するものにあつては 100 分の 10 とするほか、中継系光ファイバケーブル等に係る償却割合（現行 100 分の 20）を平成 7 年度に取得するものにあつては 100 分の 10、平成 8 年度に取得するものにあつては 100 分の 9、平成 9 年度に取得するものにあつては 100 分の 8 に引き下げる。

ロ 電波共同利用設備に係る特別償却及び電気通信役務の安定的な提供に資する設備に係る特別償却について、償却割合をそれぞれ 100 分の 12（現行 100 分の 20）に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

低開発地域等における工業用機械等の特別償却制度について、過疎地域及び産炭地域にあっては、機械及び装置に係る償却割合を 100 分の 14（現行 100 分の 15）に引き下げるとともに、離島振興対策実施地域にあっては、機械及び装置に係る償却割合を 100 分の 15（現行 100 分の 16）に引き下げ、対象資産の取得価額の最低限度を 2,100 万円超（現行 1,900 万円超）に引き上げた上、これらの地域に係る適用期限を 2 年延長する。

中小企業者等の機械の特別償却制度について、償却割合を 100 分の 11（現行 100 分の 13）に引き下げるとともに、対象資産の取得価額の最低限度を 220 万円（現行 200 万円）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

医療用機器等の特別償却制度について、次の改正を行った上、その適用期限を 2 年延長する。

イ 適用対象となる医療用機器の取得価額の最低限度を 240 万円（現行 220 万円）に引き上げる。

ロ 償却割合を、医療用機器にあっては 100 分の 12（現行 100 分の 14）に、特定の共同利用医療用機器にあっては 100 分の 13（現行 100 分の 15）に、看護業務省力化機器にあっては 100 分の 18（現行 100 分の 20）にそれぞれ引き下げる。

新築貸家住宅の割増償却制度のうち、一般貸家住宅（三大都市圏の特定の地域内に建設される優良賃貸住宅を除く。）に係る割増償却を廃止する。

特定再開発建築物等の割増償却制度について、対象となる自動車駐車場用建築物の範囲にエレベータ・スライド方式のものを加えるほか、高度利用地区建築物（再開発の施設建築物を除く。）、地区計画適合建築物、再開発地区整備計画適合建築物、特定街区適合建築物及び総合設計建築物を対象建築物から除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

(3) 準備金等

プログラム等準備金制度について、次の改正を行った上、その適用期限を 2 年延長する。

イ 汎用プログラムのうち、制御プログラム以外のものの開発費に係る積立率を 100 分の 22.5（現行 100 分の 25）に引き下げる。

ロ 統合情報処理システムサービスに係る積立率を、収入金額が 400 億円を超える部分について 100 分の 5（現行 100 分の 10）に引き下げる。

使用済核燃料再処理準備金制度について、累積限度額を当期末使用済核燃料再処理費用の額の 100 分の 70（現行 100 分の 75）相当額に引き下げる。

再生資源利用促進準備金制度について、積立率を 100 分の 14 及び 100 分の 4（現行 100 分の 15 及び 100 分

の 5) にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

特定の事業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例について、産業構造転換円滑化臨時措置法の承認特定事業者を対象法人から除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

(4) 登録免許税の特例

農地等の一括生前贈与による所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 9 (現行 1,000 分の 6) に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

農住組合が行う交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 40 (現行 1,000 分の 35) に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 3 (現行 1,000 分の 2) に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

2 租税特別措置の廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- (1) 特定対内投資事業用資産の割増償却
- (2) 下請中小企業振興準備金等
- (3) 伝統的工芸品産業振興準備金等
- (4) 中小企業知識融合開発準備金等
- (5) 開墾地等の農業所得の免税
- (6) 海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例
- (7) 山林を現物出資した場合の納期限の特例
- (8) 日本勤労者住宅協会の財産形成融資に係る分譲住宅の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減

二 その他の租税特別措置等の改正

1 社会経済情勢の変化への対応

(1) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法 (仮称) の制定に伴い、次の措置を講ずる。

同法の認定特定事業者について、増加試験研究費等の税額控除制度の比較試験研究費の額を平成 7 年 1 月 1 日を含む事業年度の直前の事業年度以後の試験研究費の額のうち最も多い額とし、一定の要件の下に、増加額の 100 分の 10 相当額の税額控除を認める。

同法の事業革新計画の承認を受けた認定特定事業者等が取得する一定の機械その他の減価償却資産について、取得価額の 100 分の 25 の特別償却を認める。

同法の認定特定事業者が行う一定の長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物、機械装置等への買換えについて、特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例の対象に加える (課税繰延割合 100 分の 80) 。

同法の規定に基づく法人の設立等に伴う現物出資等に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置を創設する。

(2) 中小企業の創業及び研究開発等の支援による創造的事業活動の促進に関する臨時措置法 (仮称) の制定に伴い、次の措置を講ずる。

次のいずれかに該当する中小企業者等が取得する一定の機械装置について、一定の要件の下に、取得価額の 100 分の 30 の特別償却又は取得価額の 100 分の 7 の特別税額控除を認める。なお、リース資産については、これを使用する中小企業者等に対して、リース料を基準として、上記の措置に準じた措置を講ずる。

イ 直前の事業年度における試験研究費の収入金額に対する割合が一定割合以上の者

ロ 同法の特定の中小企業者に該当する者で設立・事業開始後 5 年以内のもの

ハ 同法の研究開発等計画の認定を受けた者

同法の研究開発等計画の認定を受けた中小企業者の当該研究開発等計画の認定の日を含む事業年度から設立

後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた欠損金について、一定の要件の下に、繰越控除期間を7年間とする措置を講ずる。

同法の研究開発等計画の認定を受けた組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認め、増加試験研究費等の税額控除制度の対象に加えるとともに、組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める。

中小企業事業団から資金の貸付け等を受けて行う同法に基づく施設集団化事業を特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例の適用対象に加える（課税繰延割合 100 分の 80）。

同法に基づく施設集団化事業により事業共同組合等が取得した土地等を事業協同組合等が中小企業事業団の融資を受けて中小企業構造の高度化事業のために取得した土地等についての地価税の非課税措置の適用対象に加える。

(3) 特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例制度について、次の改正を行う。

適用対象に次の買換え等を加える（課税繰延割合 100 分の 80）。

イ 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の承認中小企業者等が行う一定の長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物、機械装置等への買換え等

ロ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の指定地域内の特定施設等の地域外への移転等に伴う買換え等

長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物、機械装置等への買換え等について、課税繰延割合を 100 分の 60（現行 100 分の 80）に引き下げた上、その適用期限を 1 年延長する。

既成市街地等内にある土地等から近郊整備地帯等内にある土地等への買換え等に係る課税繰延割合の特例（100 分の 80）を、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正により定められる都心共同住宅供給促進事業のために譲渡した場合を除き、廃止する。

(4) 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の通信・放送新規事業に係る実施計画の認定を受けた中小企業者の当該実施計画の認定の日を含む事業年度から設立後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた欠損金について、一定の要件の下に、繰越控除期間を7年間とする措置を講ずる。

(5) 製品輸入促進税制（製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は特別税額控除・輸入製品国内市場開拓準備金）について、輸入促進対象製品に自動車部品及び医薬品を加えた上、その適用期限を2年延長する。

(6) 電線類地中化設備の特別償却制度について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（仮称）に基づき整備される電線共同溝に入溝する電線類を地域要件の対象から除外した上、その適用期限を1年延長する。

(7) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正により定められる三大都市圏の都心居住を促進すべき地域において取得する一定の中高層賃貸住宅等について、5年間 100 分の 50（耐用年数 45 年以上のものにあっては 100 分の 70）の割増償却を認める。

(8) 株価指数に連動する証券投資信託で一定のものについて、その受益証券の譲渡による所得を株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象にする等所要の措置を講ずる。

(9) いわゆる懸賞金付き定期預金等の懸賞金品及び割増金付定額郵便貯金の割増金品について、利子に係る課税方式と同様に、15%の税率による源泉分離課税の対象とする。

（注）上記の改正は、平成7年4月1日以後に預入等をする預貯金等について適用する。

(10) 農地等についての贈与税の納税猶予の特例について、所要の経過措置を講じた上、3年毎に農業経営に関する事項等を記載した届出書の提出を求めることとする。

(11) 株式分割等に係る株券の印紙税の非課税措置について、対象となる株式分割の範囲を1株を1.5株以上（現行1株を2株以上）に分割するものとした上、その適用期限を2年延長する。

(12) 国内に支店を有する外国銀行等の受け取る貸付金利子に係る源泉徴収の免除手続きを簡素化する。

(13) タックス・ヘイブン税制について、海外子会社等が営む保険業に係る適用除外基準に、担保する保険危険による基準を加える。

(14) 外国の芸能法人等に対する租税条約上の免除手続きについて、国内における興行の対価の支払時に15%の税率で源泉徴収を行い、事後的に還付することとする。

(15) 利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の不適用等に関し、一定の外国親会社等に

対するみなし配当については、適用しないこととする。

(16) 公益法人等の収益事業の範囲から、次の事業を除外する。

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正に伴い、蚕糸砂糖類価格安定事業団が行う輸入生糸の買入れ・売戻し業務

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正に伴い、畜産振興事業団が行う輸入指定乳製品の買入れ・売戻し業務

(17) 受取配当等の益金不算入制度の特定利子の範囲に、金融保険業のコマーシャル・ペーパーの発行差金を加える。

(18) 寄附金の損金不算入に対する特例等の対象となる特定公益増進法人の範囲に、障害者雇用支援センター等を加える。

(19) 寄附金の損金不算入に対する特例等の対象となる認定特定公益信託の範囲に、人文科学の諸領域について優れた研究を行う者に対する助成を目的とする特定公益信託を加える。

(20) 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、精神障害者社会復帰促進センター等を加える。

(21) 減価償却資産の耐用年数について所要の見直しを行う。

2 土地・住宅税制の見直し等

(1) 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税について、特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分については、25%(現行30%)の税率により課税することとし、平成7年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

なお、平成8年1月1日以後に土地等の譲渡をする者が、その前年に土地等に係る長期譲渡所得を有する場合には、当該長期譲渡所得の金額をその年の長期譲渡所得の金額に加算して上記の方法による税額計算を行った場合の上積税額をその年の長期譲渡所得に係る税額とする特例を設ける。

(2) 都市緑地保全法の一部改正に伴い、緑地保全地区内の土地等が、同法により、緑地管理機構(仮称)に買い取られる場合を特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除の適用対象に加える。

(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の措置を講じる。

適用対象に次の場合を加える。

イ 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農用地域内にある農地等が同法の買取り協議に基づき農地保有合理化法人に買い取られる場合

ロ 広域臨海環境整備センター法による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために、土地等が広域臨海環境整備センターに買い取られる場合

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために土地等が買い取られる場合について、当該事業が産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特定周辺整備地区内で行われるものであることとする要件を廃止する。

土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物等の敷地について換地を定めることが困難な場合において申出等により交付される清算金を取得するときの施行者及び対象建築物の範囲を拡大する。

(注)上記ロ、及びの改正は、平成7年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

(4) 地価税の課税価格の計算の特例について、次の改正を行う。

電気自動車用充電設備又はメタノール自動車用メタノール充てん設備の用に供されている土地等のうち消防法に定める基準に適合するために必要な土地等を、特定の施設等の用に供されている土地等のうち法令に定める基準に適合するために必要な土地等についての課税価格に算入すべき土地等の価額を2分の1に軽減する特例の適用対象に加える。

特定の届出駐車場の用に供されている土地等のうち、条例の規定に基づく附置義務駐車施設の用に供されている部分について、課税価格に算入すべき土地等の価額を2分の1に軽減する措置を講ずる。

特定の地区整備計画等に基づく壁面の位置の制限により創出された地区施設等である公共空地に係る土地等について、課税価格に算入すべき土地等の価額を3分の2に軽減する措置を講ずる。

(注)上記からまでの改正は、平成7年の課税時期に係る地価税から適用する。

(5) 住宅取得促進税制について、適用対象者の所要要件を 2,000 万円以下(現行 3,000 万円以下)に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

(注) 上記の改正は、平成 7 年 1 月 1 日以後に住宅を自己の居住の用に供する場合について適用する。

(6) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を 2 年延長する。

(7) 住宅用家屋の登録免許税の特例について、その適用対象となる既存住宅のうち耐火建築物以外の建築物の築後経過年数要件を 15 年以内(現行 10 年以内)とするとともに、その適用対象となる住宅用家屋の床面積要件の上限を 240 ㎡以下(現行 200 ㎡以下)に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

3 その他

(1) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を 5 年延長する。

(2) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度の適用期限を 3 年延長する。

(3) 交際費等の損金不算入制度の適用期限を 2 年延長する。

(4) 利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例の適用期限を 2 年延長する。

(5) 次に掲げる特別措置の適用期限を 2 年(ただし、下記 (特定商業集積の整備に関する特別措置法の特定商業集積に係るものに限る。) については平成 8 年 5 月 29 日まで)延長する。

山林所得に係る森林計画特別控除

民間国外債の利子及び発行差金の非課税

航空機の特別償却

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却

地震防災対策用資産の特別償却

商業施設等の特別償却

中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却

繊維産業構造改善事業計画等を実施する特定商工組合等の構成員の機械等の割増償却

中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却

農業経営改善計画等を実施する者の機械等の割増償却

鉱業用坑道等の特別償却

植林費の損金算入の特例

鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却

特定災害防止準備金

計画造林準備金

電子計算機買戻損失準備金

農用地利用集積準備金

鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例

不動産等に係る相続税の延納等の特例に係る利子税率の特例

21 年金福祉事業団の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減

22 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告に係る協議等により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

23 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

24 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林地所有権移転等促進事業により農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

25 農林漁業金融公庫等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減

26 入会林野整備等に係る土地等の現物出資による所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

27 商工組合中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の

軽減

28 一定のコマーシャル・ペーパー等に係る有価証券取引税の非課税

29 金融先物取引に係る取引所税の特例

(6) 特定対内投資事業者の特例欠損金額に係る欠損金の繰越期間の特例の適用期限を平成 8 年 5 月 29 日まで延長する。

(7) 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の適用期限を 1 年延長する。

三 その他所要の税制の整備を行う。

(備考) 以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

(別表)

平成7年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
1. 租税特別措置の整理合理化	630	470
2. その他の租税特別措置等の改正		
(1) 社会経済情勢の変化への対応	210	160
(2) 土地・住宅税制の見直し等	30	30
計	240	190
合 計	390	280

表 1 国民所得に対する租税負担率

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			負 担 率	
		国 税	地 方 税	計	国 税	計
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
昭和 9 ～ 11 年度.....	14,372	1,226	629	1,855	8.5	12.9
	億円	億円	億円	億円		
24.....	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	28.4
25.....	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	22.4
30.....	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	18.9
35.....	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	18.9
36.....	160,819	22,269	9,065	31,334	13.8	19.5
37.....	178,933	23,897	10,567	34,464	13.4	19.3
38.....	210,993	27,306	12,129	39,435	12.9	18.7
39.....	240,514	31,592	13,996	45,588	13.1	19.0
40.....	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	18.0
41.....	316,448	36,630	17,686	54,316	11.6	17.2
42.....	375,477	43,946	21,495	65,441	11.7	17.4
43.....	437,209	53,220	25,801	79,021	12.2	18.1
44.....	521,178	64,532	30,902	95,434	12.4	18.3
45.....	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	18.9
46.....	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	19.2
47.....	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	19.8
48.....	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	21.4
49.....	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	21.3
50.....	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	18.3
51.....	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	18.8
52.....	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)	(19.3)
53.....	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	20.6
54.....	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	21.4
55.....	1,995,902	283,688	158,938	442,626	14.2	22.2
56.....	2,097,489	304,551	173,255	477,806	14.5	22.8
57.....	2,193,918	320,031	186,286	506,317	14.6	23.1
58.....	2,308,057	341,621	198,413	540,034	14.8	23.4
59.....	2,436,089	367,748	214,939	582,687	15.1	23.9
60.....	2,595,898	391,502	233,165	624,667	15.1	24.1
61.....	2,693,947	428,510	246,282	674,792	15.9	25.0
62.....	2,817,375	478,068	272,040	750,108	17.0	26.6
63.....	2,995,894	521,938	301,169	823,107	17.4	27.5
平成元.....	3,202,186	571,361	317,951	889,312	17.8	27.8
2.....	3,428,725	627,798	334,504	962,302	18.3	28.1
3.....	3,598,071	632,110	350,727	982,837	17.6	27.3
4.....	3,610,000	573,964	345,683	919,647	15.9	25.5
5.....	3,588,945	571,142	335,913	907,055	15.9	25.3
6 補 正 後	3,640,000	544,040	327,084	871,124	14.9	23.9
7 予 算	3,800,000	568,128	342,906	911,034	15.0	24.0

(備考) 1 国税には特別会計及び日本専売公社納付金を含み、平成 5 年度までは決算額、6 年度は補正(第 1 号)後予算額、7 年度は予算額によった。なお、昭和 53 年度のかっこ内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。

2 地方税は平成 5 年度までは決算額、6 年度及び 7 年度は見込額である。

表 2 直接税及び間接税等の比率

年 度						
	総 額	比 率	直接税	比 率	間接税等	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和 9 ～ 11 年度.....	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
24.....	6,361	100	3,444	54.1	2,917	45.9
25.....	5,702	100	3,136	55.0	2,566	45.0
30.....	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35.....	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
36.....	22,269	100	12,277	55.1	9,992	44.9
37.....	23,897	100	13,815	57.8	10,082	42.2
38.....	27,306	100	15,826	58.0	11,480	42.0
39.....	31,592	100	18,467	58.5	13,125	41.5
40.....	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
41.....	36,630	100	21,718	59.3	14,912	40.7
42.....	43,946	100	26,624	60.6	17,322	39.4
43.....	53,220	100	32,826	61.7	20,394	38.3
44.....	64,532	100	41,174	63.8	23,358	36.2
45.....	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
46.....	84,426	100	56,559	67.0	27,867	33.0
47.....	103,977	100	70,403	67.7	33,574	32.3
48.....	140,473	100	101,609	72.3	38,864	27.7
49.....	157,544	100	116,497	73.9	41,047	26.1
50.....	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
51.....	168,020	100	113,509	67.6	54,511	32.4
52.....	184,341	100	124,985	67.8	59,356	32.2
	(208,721)	(100)	(140,325)	(67.2)	(68,396)	(32.8)
53.....	232,239	100	160,888	69.3	71,351	30.7
54.....	249,566	100	170,827	68.4	78,739	31.6
55.....	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
56.....	304,551	100	213,550	70.1	91,001	29.9
57.....	320,031	100	226,446	70.8	93,585	29.2
58.....	341,621	100	242,535	71.0	99,086	29.0
59.....	367,748	100	262,813	71.5	104,935	28.5
60.....	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
61.....	428,510	100	313,144	73.1	115,366	26.9
62.....	478,068	100	350,270	73.3	127,798	26.7
63.....	521,938	100	382,228	73.2	139,710	26.8
平成元.....	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
2.....	627,798	100	462,971	73.7	164,827	26.3
3.....	632,110	100	463,073	73.3	169,037	26.7
4.....	573,964	100	405,520	70.7	168,444	29.3
5.....	571,142	100	396,582	69.4	174,560	30.6
6 補 正 後	544,040	100	363,480	66.8	180,560	33.2
7 予 算	568,128	100	381,940	67.2	186,188	32.8

(備考) 1 本表は国税について作成したものであり、その範囲等については前掲表 1 備考 1 参照。

2 直接税、間接税等の区分は下記による。

直接税 所得税、法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、
地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入
間接税等 直接税以外のもの

表3 主要経済指標の見通し

1. 国内総生産	平成5年度 (実績)	平成6年度 (実績見込み)	平成7年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成6年度	平成7年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	%程度	%程度
民間最終消費支出	273.0	282.3	294.2	3.4	4.2
民間住宅	24.2	26.7	27.2	10.2	1.9
民間企業設備	71.9	66.2	68.9	7.9	4.0
民間在庫品増加	1.0	1.0	1.3	3.8	26.0
政府支出	85.9	90.0	93.0	4.7	3.4
最終消費支出	45.0	46.4	47.8	3.1	3.0
固定資本形成	41.1	43.6	45.2	5.9	3.8
財貨・サービスの輸出	43.6	44.1	46.0	1.0	4.3
(控除)財貨・サービスの輸入	32.9	34.7	37.8	5.4	8.8
国内総生産	466.8	475.5	492.8	1.9	3.6
(同・実質)	-	-	-	1.7	2.8
国民総生産	470.8	479.7	497.5	1.9	3.7
(同・実質)	-	-	-	1.7	2.8

2. 労働・雇用	平成5年度 (実績)	平成6年度 (実績見込み)	平成6年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成6年度	平成7年度
	万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
総人口	12,469	12,495	12,525	0.2	0.2
15歳以上人口	10,390	10,465	10,535	0.7	0.7
労働力人口	6,629	6,660	6,700	0.5	0.6
就業者総数	6,454	6,465	6,510	0.2	0.7
雇用者総数	5,213	5,255	5,320	0.8	1.2

3. 生産活動	平成6年度 (実績見込み)	平成7年度 (見通し)
	%程度	%程度
鉱工業生産指数・増減率	2.8	4.0
農林漁業生産指数・増減率	8.6	3.5
国内貨物輸送(トン・キロ)・増減率	1.7	2.7
国内旅客輸送(人・キロ)・増減率	1.4	2.2

4. 物価	平成6年度 (実績見込み)	平成7年度 (見通し)
	%程度	%程度
総合卸売物価指数・騰落率	1.5	0.5
消費者物価指数・騰落率	0.6	0.9

5. 国 際 収 支	平成5年度 (実 績)	平成6年度 (実績見込み)	平成7年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成6年度	平成7年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
経 常 収 支	14.1	12.7	11.9	-	-
貿 易 収 支	15.4	14.3	13.6	-	-
輸 出	38.4	39.0	40.5	1.6	4.0
輸 入	23.0	24.7	26.9	7.5	8.8

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、「平成7年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(平成7年1月20日閣議決定)において表明されている経済運営の下で想定された平成7年度の経済の姿を示すものであり、我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。